

関東電友会 東京搬送支部

支部 細則

令和6年6月21日

関東電友会 東京搬送支部

関東電友会 東京搬送支部細則

(名称・事業所)

第1条 本支部は、関東電友会東京搬送支部と称し、事務所をNTTコミュニケーションズ唐ヶ崎ビル内（東京都目黒区中央町1-11-7）に置く。

(会員)

第2条 1. 本支部の会員は、関東電友会会則第2条による会員のうち、搬送（伝送）通信部門に在職した退職者で入会を希望する者とする。
2. 入会者は会員名簿に記載し、会員証を発行するとともに会員バッジを付与する。

(事業)

第3条 本支部は関東電友会会則第3条に定める目的を達成するため、関東電友会会則第4条に定める事業のほか、次の事業を行う。

1. 支部総会の開催
2. 新春ふれあいパーティーの開催
3. 会員をもって組織するサークル活動の助成、援助
4. 支部会報の発行
5. 会員の慶弔等情報の周知、連絡
6. その他、本会の目的を達成するために必要とする事項

(地域懇談会)

第4条 本支部に下記のとおり、地域懇談会を置く。

東東京地域懇談会
西東京地域懇談会
神奈川地域懇談会
埼玉地域懇談会
総武地域懇談会
常盤地域懇談会
栃木地域懇談会
群馬地域懇談会

(役員)

第5条 本支部は次の役員を置く

支部長	1名
副支部長	2名以内
常任幹事	若干名（内1名は、会計担当とする）
幹事	地域ごとに若干名
監事	1名

（役員の選任）

第6条 役員の選任は次による。

1. 支部長、副支部長、監事は、支部総会において決定する。
2. 常任幹事、幹事は支部長が指名する。

（役員の任務）

- 第7条 1. 支部長は支部を代表し、会務を統括するとともに総会、常任幹事会及び幹事会を招集し、その議長となる。
2. 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときはその職務を代行する。
 3. 常任幹事は直接会務を執行する。
 4. 幹事は本支部の主要事項の審議にあたり、または一部の会務を処理する。
 5. 監事は会計を監査し、総会に報告する。

（役員の任期及び報酬）

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

また、欠員が生じた場合の補欠の役員の任期は、前任者の残余の期間とする。

役員は無報酬とする。ただし、特別の業務に従事する役員に対しては応分の報酬を支払うことが出来るものとする。

（議決機関）

第9条 本支部に次の議決機関を置く。

1. 総会

(1) 総会は支部会員をもって構成し、年1回支部長が招集する。

また、幹事会において必要と認められたときは、臨時総会を開催することが出来る。

真にやむを得ない理由により集会形式による総会が開催出来ない場合は、幹事会（リモート開催を含む）決議を持って書面による総

会を開催する事が出来る。

- (2) 総会は開催前日までに年会費を納入した会員により構成される。
- (3) 書面による総会の開催に当たっては、「書面による総会のお知らせ」及び「議案書」を全会員に配布する。
- (4) 総会には次の事項を付議する。
 - (ア) 事業報告及び決算
 - (イ) 事業計画及び予算案
 - (ウ) 支部長・副支部長・支部監事の選任
 - (エ) 支部細則の変更
 - (オ) その他の重要事項
- (5) 付議事項については、総会出席者の過半数をもって議決する。
また、書面による総会についても同様とする。
なお、賛否同数の場合は議長の決するところによる。

2. 常任幹事会

常任幹事会は支部長、副支部長、常任幹事及び必要に応じて監事及び相談役も参加して構成し、会務の執行に必要な事項を審議する。常任幹事会は必要に応じて支部長が招集（リモート開催を含む）する。

3. 幹事会

- (1) 幹事会は支部長、副支部長、常任幹事、幹事をもって構成し、会務の執行に必要な事項を審議する。必要に応じて支部長が招集（リモート開催を含む）し、役員半数以上の出席をもって成立する。
- (2) 真にやむを得ない理由により集会形式による開催ができない場合は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

(顧問・参与・相談役)

第10条 本支部に顧問、参与、相談役を置くことが出来る。

顧問、参与は NTT 及びそのグループ会社の現職者の中から支部長が委嘱する。

相談役は支部会員の中から支部長が委嘱する

(会計)

第11条 本支部の経費は会費、臨時会費、入会金、寄付金、及びその他の収入をもって当てる。

1. 支部会費は年額 3,500 円とし、定期通常総会までに払込むものとする。ただし、納入した会費は返納しない。

2. 新たに会員になる者は、1,500 円を入会金として納入するものとする。
なお、既に電友会各支部の会員となっている場合は入会金を免除する。
3. 本支部の会計処理は電友会会計規程の定めによる。

(慶弔、見舞)

第12条 会員の慶弔についての取り扱いは、概ね下記によるものとし、具体的な金額等については支部内規に定める。

1. 会員の米寿による祝意。
2. 会員の死亡による弔意。
3. 会員が不慮の災害を受けた時は、見舞金を贈ることが出来る。

(表彰)

第13条 会員の中で、会の発展のため長期にわたって特に功績のあった者に対し、感謝状を贈ることが出来る。

(会員の入会、脱会)

第14条 会員の入会、脱会は本支部がその申込みを受理したときにその効力を生ずるものとする。その他会員の死亡、会費の未納、除名等による場合はその資格を失う。

(支部内規)

第15条 本支部細則に定めのない事項及び事業執行の取扱いを支部内規に定める。

備考

1. 昭和55年4月1日制定の支部会則は、平成29年6月24日をもって廃止する。
2. 本細則は平成9年6月24日から実施する。
3. 平成30年6月16日一部改訂。平成31年4月1日より適用。
4. 令和3年6月17日一部改訂。令和2年4月1日へ遡って効力を生じることとする。
5. 令和6年6月21日一部改訂。令和4年10月1日に遡って効力を生じることとする。

関東電友会東京搬送支部内規

第1条 (慶弔、見舞)

支部細則第12条

(1) 長寿者に贈る祝品の額は概ね次による。

米寿 5,000円

白寿 該当者があった時点で、幹事会で検討し決定する。

なお、祝意の贈呈はそれぞれの長寿者の誕生日に近い日に
支部長名で祝状を添えて送付する。

(2) 会員の死亡に対する弔意は次の基準による。

会員の死亡 香典 5,000円を送る。

(3) 会員の不慮の災害を受けた時は、支部長が決定し事後幹事会の承認を受けることとする。

第2条 (表彰)

支部細則第13条

長期にわたって特に功績があった者とは、関東電友会会長表彰規程を準用する。

第3条 (会員の入会、脱会)

支部細則第14条

会員は会費を2年以上滞納し、督促あるも未納の場合は原則として翌年度から会員の資格を失う。

但し、平成30年度までに会費免除を受けていた会員については除外する。

また、本会の秩序を著しく毀損した会員に対しては、幹事会の決議を経て除名することが出来る。

備考

1. 昭和55年4月1日制定の支部内規は、平成29年6月24日改訂。
2. 平成30年6月16日一部改訂。平成31年4月1日より適用。
3. 令和3年6月17日一部改訂。令和5年4月1日より適用。